

えいせい

確定闘争版 2019年11月14日発行
 発行責任者 若梅 晶子
 TEL 03-5320-7412(直)
 内線 63-210
 FAX 03-3349-1502
 Eメール info@eiseikyoku-shibu.com
 URL http://www.eiseikyoku-shibu.com

6年連続で特別給の引き上げ（年間4.6月→4.65月） 不妊症・不育症の休暇を非常勤職員も含めて整備！

2019賃金確定闘争は、回答指定日を十一月十三日に設定し、本日十四日に一時間のストライキを配置することを確認し、継続して都労連要求の実現に向け交渉を重ねてきました。

今次確定闘争では、例月給の改定を見送り、一時金のみ引き上げて勤勉手当に配分するとの人事委員会の不当勧告の押し付けを許さず、首都圏に暮らす職員の生活実態を踏まえた賃金の引き上げは当然であり、職場から積み上げた都労連要求に対し誠意ある回答を求め、あくまでも労使の信頼関係のもと最後まで交渉を尽くす姿勢で協議を行ってきました。

交渉責任者である副知事からは、「国を上回る特別給の引き上げは、職員の勤務条件に対する都民の視線がさらに厳しくなることは必至」として慎重な姿勢を崩さず、回答指定日が近づくなかでも、全く都労連要求に対する回答を示さない都側の不誠実な態度を厳しく糾弾してきました。

最終提案では、例月給及び特別給については勧告通りとしながらも、都労連が強く要求した不妊症・不育症の各種検査、治療及び療養に必要な休暇の整備など一定の前進も図られたことを受け、都労連は単組代表者会議を開催し、厳しい最終提案ではあるが、都労連として一時間ストライキは中止する判断をして妥結しました。

都側の回答

項目	回答内容
人事委員会勧告 給与改定	○例月給は勧告どおり 改定見送り（公民格差47円）
	○特別給は勧告どおり 0.05月 引上げ（4.6月→4.65月）〈再任用職員0.05月引上げ（2.4月→2.45月）〉 引き上げ分は勤勉手当に配分
都側提案 勤務時間の振分け割合の見直し	○本庁職場における勤務時間の振分け割合を見直し ・9本の勤務時間帯（7:00始業から11:00始業まで）を設定している職場の場合、公務の運営に支障がない範囲で、所属長が勤務時間を割振り ・A班（8:30始業）及びB班（9:00始業）に振り分ける職員の割合 「最低6割程度」→「設定なし」 ○実施時期：令和2年1月1日
	○育児・介護及び妊娠中の職員並びに負傷、疾病及び障害により通勤の負担が大きい職員における在宅勤務型テレワークの上限日数の取扱いを柔軟化 ・「週2日分」→「月10日分」 ○実施時期：令和2年1月1日

項目		回答内容
都 労 連 要 求	不妊症・不育症に係る 休暇の整備	○不妊症・不育症の各種検査、治療及び療養を病気休暇の対象に追加 ○実施時期：令和2年1月1日
	一般職非常勤務職員の 不妊症・不育症に係る 傷病欠勤の見直し	○不妊症・不育症の各種検査、治療及び療養を傷病欠勤の対象に追加 ○実施時期：令和2年1月1日
	会計年度任用職員の 不妊症・不育症に係る 傷病欠勤の見直し	○不妊症・不育症の各種検査、治療及び療養を傷病欠勤の対象に追加 ○実施時期：令和2年1月1日
	育児休業中等の職員に 係る主任級職選考の 取扱い	主任級職選考において、育児休業又は配偶者同行休業を取得している職員も、論文等の 受験が可能となるよう人事委員会と調整
	総務局支庁職員住宅への エアコン設置検討	島しょ地域の実態を踏まえ、職員住宅の維持管理経費削減と長寿命化を図る観点から、 総務局所管の支庁職員住宅への段階的なエアコン設置を検討
	東京都職員ライフ・ワーク・ バランス推進プラン関連	「東京都職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン」の進捗状況や今後の方向性につい て、今年度労使での意見交換を実施
	パワー・ハラスメント関連	パワー・ハラスメントの発生しない職場づくりに向けて、来年度労使での意見交換を 実施

引上げ後の特別給の支給月数（一般職員）

○ 定年前職員は0.05月引上げ(4.6月→4.65月)、再任用職員は0.05月引上げ(2.4月→2.45月)

	令和元年度			令和2年度		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.30月 (0.725月)	1.30月 (0.725月)	2.60月 (1.45月)	1.30月 (0.725月)	1.30月 (0.725月)	2.60月 (1.45月)
勤勉手当	1.00月 (0.475月)	<u>1.05月</u> <u>(0.525月)</u>	<u>2.05月</u> <u>(1.00月)</u>	<u>1.025月</u> <u>(0.50月)</u>	<u>1.025月</u> <u>(0.50月)</u>	<u>2.05月</u> <u>(1.00月)</u>
計	2.30月 (1.20月)	<u>2.35月</u> <u>(1.25月)</u>	<u>4.65月</u> <u>(2.45月)</u>	<u>2.325月</u> <u>(1.225月)</u>	<u>2.325月</u> <u>(1.225月)</u>	<u>4.65月</u> <u>(2.45月)</u>

※ 括弧内は再任用職員の支給月数